

Annex Aoyama & Connect Garden

【使用規約】

1. Annex Aoyama (以下「本建物」といいます)

概要

- 運営会社：株式会社パソナグループ (以下「弊社」といいます)

弊社は、運営業務の一部を株式会社 Pasona art now (以下「art now」とします) に委託しております。

- 所在地：〒107-8351 東京都港区南青山 3-1-26

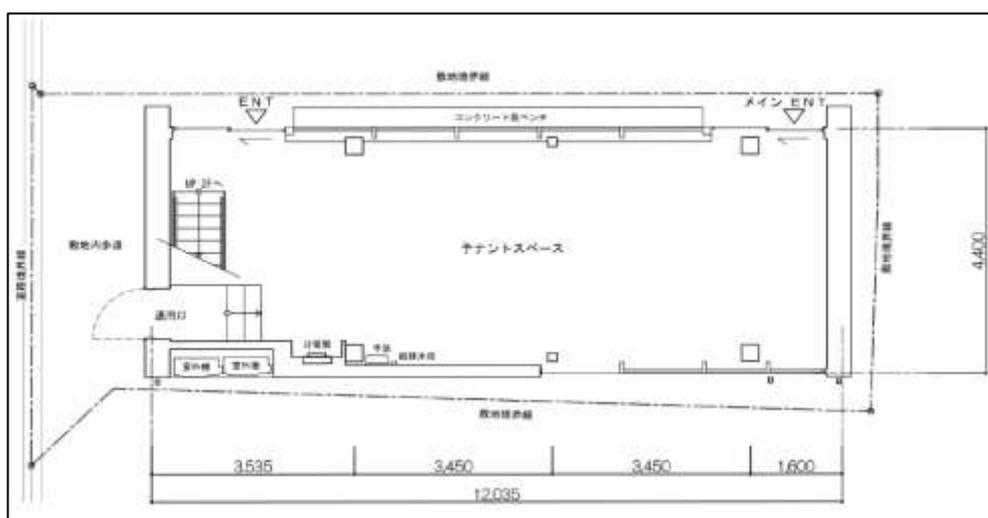
- 1F スペース

- ・面積 : 約 51.6 m²
- ・電気設備：電源コンセント BOX100V20A×6 カ所 (差込口各2口)
単相 200V 漏電ブレーカー60A
- ・通信設備：Wi-Fi
- ・水道設備：給水1カ所/排水1カ所
- ・照明器具：スポット LED 可動式 695lm×30 灯、シーリング LED 天井直付 2035lm×5 灯
- ・床仕様 : 2.5mm フロアタイル貼り

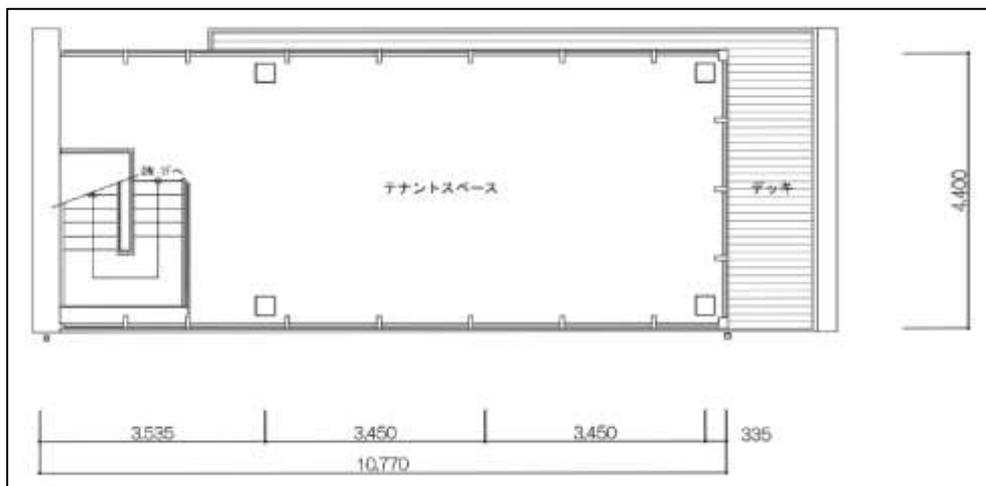
- 2F スペース

- ・面積 : 約 47.4 m²
- ・電気設備：電源コンセント BOX100V20A×5 カ所 (差込口各2口)
単相 200V 漏電ブレーカー60A
- ・通信設備：Wi-Fi
- ・照明器具：スポット LED 可動式 695lm×36 灯、シーリング LED 天井直付 2035lm×2 灯
- ・床仕様 : 2.0mm 塩ビ長尺シート

1F 図面



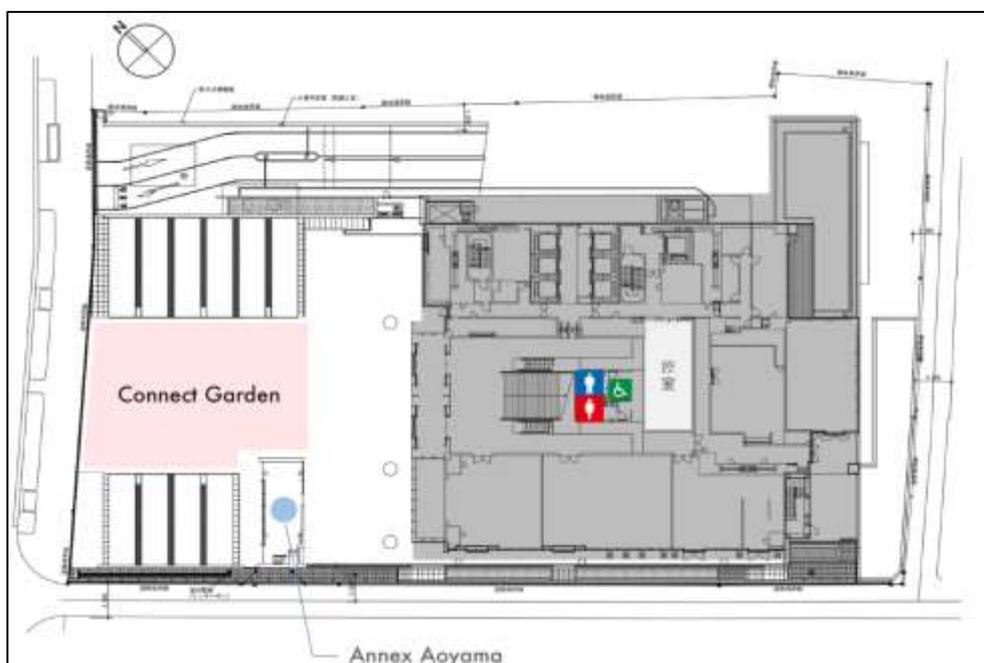
2F 図面



2. Connect Garden (以下、本建物と併せて「本物件」といいます。)

概要

- 面積：約 427 m²
- 電気設備：電源コンセント 100V20A×4 ヲ所 (差込口各 2 口)
- 注意事項：Connect Garden への車両の乗り入れは、車両重量と貨物重量の合計重量が 4t までとなります。ご注意ください。



- *ご使用の際、工事等で弊社から紹介した業者に発注の場合は、その費用をご負担いただきます。
- *お申し込んだ期間中の電気・水道使用料は、施設使用料に含まれます。
- *ご利用に関するご相談、ご照会につきましては随時承ります。お気軽にお問合せ下さい。

3. 申込手続き

3-1 申込から開催までの流れ

申込者	Annex Aoyama、Connect Garden
<p>①お問合せ</p> <p>③使用規約をご確認のうえ イベント企画書・申込書のご提出 (Annex Aoyama 使用、Connect Garden 使用 両箇所使用、いずれかを選択してください。)</p> <p>⑥使用同意書に捺印し、ご返送 *弊社の使用同意書の受領をもって使用確定 となります。 *使用確定後、キャンセルの場合は、 4-1(3)の通りとします。</p>	<p>②利用に関するご案内 (使用規約・申込書、送付) *仮予約はできません。</p> <p>④審査 ⑤見積書・使用同意書 発行 (art now より発行いたします。)</p>
<p>⑧関係諸官庁への届出 (消防署・警察署・保健所等) *届出書類のコピーをご提出ください。</p> <p>⑩会場使用料のお支払い</p>	<p>⑦請求書 発行 (art now より発行 いたします)</p> <p>⑨関係諸官庁届出書面確認</p>
<p>⑫設営・本番・撤去</p>	<p>ご利用日当日</p> <p>⑪会場の引渡し</p>
<p>⑮会場使用料以外の利用料金お支払い</p>	<p>⑬原状回復の確認 ⑭請求書 発行 (art now より発行 いたします) (原状回復未実施の場合等)</p>

3-2 利用申込と手続き

使用規約をご確認の上、弊社指定の申請書類（申込書）にご記入いただき、イベント企画書と併せてご提出ください。（イベント概要については事前にご相談ください）イベントの内容によってはご利用いただけない場合があります。

*貸出不可と判断した場合の理由は、開示いたしません。

*関係諸官庁への届出に関しては申込者側で行ってください。

3-3 申込みの承諾

上記2-2の申請書類を受領後、書類内容を審査させて頂き、弊社が貸出可能と判断致しました場合に、「見積書」・「使用同意書」を送付致します。本使用規約にご同意頂き、捺印後の「使用同意書」を弊社宛に御提出頂き、弊社による「使用同意書」の受領を以って、本物件の使用確定とさせて頂きます。（お申込み時に提出して頂く企画書と実施される内容が大幅に異なる場合、内容の変更または当該イベントの実施をお断りさせていただく場合がございます。）

4 使用条件

4-1 使用料等

- (1) 使用料等の支払いは、使用開始日の10営業日前までに弊社の指定する銀行口座に一括振込みにてお支払いください。振り込み手数料はご負担ください。
- (2) お支払期日までにご入金を確認できない場合および必要な提出書類が揃っていない場合はお申込みを取り消しさせて頂きますので、使用期間が始まってもご使用を開始することはできません。
- (3) 万が一使用がキャンセルとなる場合、使用内容の税込金額相当分を対象に、下記のとおりキャンセル料を申し受けます。3-2禁止事項の規定により使用が中止になった場合も同様とします。

料率	30%	50%	100%
期間	使用同意書受領後	使用開始61日前~90日前	使用開始当日~60日前

- (4) 弊社の都合で使用を中止していただく場合は、未経過期間分の使用料を日割り計算にて返金いたしますが、当該中止による損害賠償はいたしません。天災その他両社の責によらない理由による使用中止の場合も同様とします。

- (5) 使用の終了または中止に伴う広告物等の撤去費、清掃費等を含む原状回復にかかる一切の費用は貴社の負担とし、弊社にて原状回復を行った場合は、作業日月末で締め、翌月末日まで（末日が銀行休日に当たる場合は前営業日）にお支払いください。

4-2 禁止事項

以下の各号に該当する場合、本物件の使用をお断りします。万が一該当した場合は、使用期間中であっても使用を中止していただきます。その際、貴社及び主催者にいかなる損害が生じた場合であっても弊社は一切の責任を負いません。

- (1) 法令、公序良俗に違反する、またそのおそれのある場合。
- (2) 反社会的勢力、反社会的活動を行う団体もしくは、これに準じるものが関係している場合。
- (3) 政治活動、宗教活動を目的とする場合。
- (4) 関係諸官庁から中止命令が出た場合。
- (5) 本物件及び付帯設備を損傷または滅失する恐れがあると弊社が判断した場合。
- (6) 近隣あるいは警察・関係諸官庁から騒音・交通障害等の苦情があった場合。
- (7) 3-3 遵守事項(9)に定める時間外に弊社の許可なく使用を行った場合。
- (8) 本使用条件に違反した場合、また弊社の指導に従わない場合(3-1 利用申込と手続きに定める申込書に記入した使用態様と実施される使用態様が異なる場合、3-3 申込みの承諾に定める企画書と実施される内容が大幅に異なる場合を含みますが、この場合に限られません。)
- (9) 指定場所以外への看板、ポスター等の設置又は掲示する行為
- (10) 危険物、腐敗物、重量物を持ち込む行為
- (11) 盲導犬・介助犬・聴導犬以外の生物を持ち込む行為
- (12) 指定場所以外で喫煙する行為
- (13) 指定場所以外で建物外観、本物件内(PASONA SQUARE 及びその共用部並びにこれらの敷地を含む。以下本条において同じ。)へのテープ貼りや釘打ちをする行為
- (14) 施工、搬入出の際、指定場所以外の場所への物品等を放置する行為
- (15) 指定の搬入出口以外での施工品、商品、什器等を搬入出する行為
- (16) 周辺道路等への路上駐車や違法駐車等をする行為
- (17) 周辺道路等で集会、大声で会話等をする行為
- (18) 本物件及び本施設のあるビル全館における火器類を使用する行為
- (19) 本物件の共用部を専有する行為
- (20) 前各項の他、弊社が妥当ではないと認めた場合。

4-3 遵守事項

本件イベントの実施に当たり、以下の各項の事項を遵守してください。

- (1) 本件イベントの内容は、事前に企画書・函面等必要な資料をもって弊社と打合せの上、弊社が承諾した内容にて確定とします。
- (2) 本件イベントの内容に応じて必要となる監督官庁（警察署、消防署、保健所等）への届出等は、貴社にて各官庁所定の期日までに届出及び許認可の申請を行ってください。尚、許可書等の書類の写しは必ず弊社まで事前にご提出ください。
- (3) 本件イベントは、個人情報保護法及び関連するガイドラインを遵守し、著作権、肖像権等の第三者の権利侵害をしないものとし、著作権法、商標法、屋外広告物法その他関係諸法規を遵守してください。万が一広告物またはイベント内容に法令違反等があった場合は、貴社の責任と負担においてこれを解決・処理してください。
- (4) 物品の販売・サンプリングを行う場合は、消費者の安全に十分留意し、知的財産権の保護に関わる法令、景品表示法等の関係諸法規を遵守してください。
- (5) 使用期間中、責任者は必ず本物件に常駐し、本物件内管理を行ってください。弊社では、盗難、紛失等の責任は一切負いかねます。
- (6) 使用期間中、現場責任者及び誘導係を配置し、本物件の入場者の整理・案内・避難誘導、歩行者等の導線確保をしてください。使用期間中の第三者とのトラブルはすべて貴社にて対処し、速やかに弊社までご連絡ください。
- (7) 本件イベントの撮影・録音等を行う場合には、必ず事前に弊社と打合せの上、弊社が承諾した方法で行ってください。
- (8) 外に音を出す場合（中の音が外に漏れる場合も含む）は、近隣に迷惑をかけないよう節度ある音量としてください。近隣から苦情があった場合や弊社の判断により、音量の調整または音出しの中止を指導することがあります。
- (9) 本物件の使用時間は、原則午前8時から午後8時までとします。この時間以外を使用の場合は必ず事前に弊社と打合せの上、弊社が承諾した通りに行ってください。

- (10) 本件イベントの設営、実施、撤去に至るまで、環境（ゴミ処理・水道汚染・臭いの問題など）には十分配慮した運営を行ってください。ゴミは全て貴社にてお持ち帰りください。特別な排水が必要な場合は事前にご相談の上、弊社が事前に承諾した範囲内で行ってください。
- (11) 本建物の手洗い場・キッチン等、給排水の清掃を徹底願います。清掃を怠ったために不具合、故障が生じた場合、その修理費は申込者側の負担とさせていただきます。
- (12) イベント開催中及び終了後は、本物件および周辺の清掃を行ってください。特にサンプリングを実施した際には広範囲にわたって清掃をお願いします。
- (13) 使用期間中は、所定の鍵預り証と引き換えに本建物の鍵一組を貸与しますが、鍵の複製はしないでください。鍵を紛失した場合は、鍵の交換費用を実費請求いたします。
- (14) 使用期間中、各日のイベント終了時には、電灯、電気関係のスイッチを切り、機械警備設定の上、全箇所の施錠をお願いします。
- (15) トイレは、PASONA SQUARE I Fをご利用ください。ご利用の際は、マナーを守った使い方をお願いします。
- (16) 防犯カメラで常時撮影しています。ご利用の際は、常時撮影を承諾したものとみなします。
- (17) 使用期間中の様子を撮影し、ホームページに掲載する場合があります。ご利用の際は、撮影・掲載を承諾したものとみなします。
- (18) 使用期間最終日までに本建物の手洗い場・キッチン・シャンプーサロン等の排水清掃を含め使用開始前の原状に回復し、使用期間終了後はすみやかに返還してください。使用期間終了後に残置物があった場合はその廃棄費用を、特別に清掃が必要と弊社が判断した場合はその清掃費用を実費請求いたします。尚、3-2禁止事項により使用中止となった場合も同様とします。返還の際、立ち退き料等の請求はできません。
- (19) 持込みパネルや幕類は、防災加工済のものをご使用ください。

- (20) 持込み器具等は利用者の管理のもとに、催事終了後は速やかに撤去してください。
- (21) 搬入出に際しては、必ず弊社担当者の指示のもとで行ってください。
- (22) 催事関係者はビルの館内ルールに従っていただきますので、予めご了承ください。
- (23) 非常事態に備え、使用前に予め非常口、消火器の位置、避難経路について確認を行ってください。
- (24) 対象施設の保安全管理、防災・防犯及び安全上の理由から、弊社担当者が対象施設内に立ち入ることがございますので予めご了承ください。
- (25) 施設見学などの理由から、弊社担当者付き添いのもと第三者が立ち入ることがございますので予めご了承ください。
- (26) 前各項の他、使用に際しては弊社の指示に従ってください。

4-4 損害賠償

- (1) 使用期間中に、本物件及び付帯設備、貸出備品等を破損、紛失した場合は実費を請求いたします。
- (2) 使用期間中の第三者及び本件イベントの関係者への人的および物的損害その他の損害に対する賠償責任は、全て貴社の責任と負担において対処・解決してください。万が一に備え、イベント保険等への加入をお願いします。
- (3) 前項の事由により、弊社または第三者が被った損害は、貴社の責任と負担において補償してください。

4-5 免責

- (1) 貴社の搬入物品等の破損、盗難、その他の損害について、弊社は一切責任を負いません。貴社の責任の下、防犯、防火に十分注意してください。
- (2) 弊社の故意または過失によらない停電、断水、諸設備の故障等及び、弊社の故意または重過失によらない火災による貴社の損害については、弊社はいずれも、その賠償の責を負いません。

- (3) 万が一、弊社の過失によって貴社または主催者が損害を被った場合であっても、弊社の貴社または主催者に対する損害賠償責任は、通常、直接かつ現実に生じた損害に限られ、また弊社が現実に受領した使用料の額を上限とします。但し、弊社に故意または重過失がある場合は、この限りではありません。

4-6 権利義務等の譲渡

- (1) 利用者は、弊社の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は本規約に基づく権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡若しくは貸与し、又は担保の目的に供してはならないものとします。
- (2) 弊社が本サービスに係る事業を事業譲渡（消滅会社もしくは分割会社となる合併又は会社分等による包括承継を含みます。）その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業の承継に伴い、本規約又は個別規定上の地位、権利及び義務並びに会員情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとし、利用者は、係る譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとみなします。

4-7 専属的合意管轄等

- (1) 本物件の利用に関して紛争が生じた場合には、双方にて誠実に協議するものとします。
- (2) 本利用に関する一切の紛争については、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2023年6月14日 制定

2023年12月1日 改定